

65歳以上は、トレーニング室・屋内プールが

半額です

▽対象 市内在住65歳以上の方
▽対象施設 運動公園体育館、北部公園体育館
▽利用料 150円
▽利用方法 対象施設の窓口で申請書に署名し、ビギナー講習修了証、身分証明書(初回のみ)を提示。

▽屋内プール
▽対象 市内在住65歳以上の方
▽対象施設 運動公園屋内プール、北部公園屋内プール、高座施設組合屋内温水プール
▽利用料 200円
▽利用方法 対象施設の窓口で申請書に署名し、身分証明書を提示。
※身分証明書の種類 ①住所と生年月日の表記がある住民基本台帳カード(えびなカード含む) ②運転免許証 ③健康保険被保険者証 ④その他公的機関が発行する身分証明書で、住所と生年月日の記載があるもの。

▽高年齢介護課 (☎235・4950)。

65歳以上の方は、海老名運動公園および北部公園体育館のトレーニング室と屋内プールが半額で利用できます。また、高座施設組合の屋内プールも半額で利用できます。

◆トレーニング室
初めて利用する方は、事前に必ず「ビギナー講習」を受講してください。

火災警報器 無料設置のお知らせ

市では、今年度も65歳以上(ことし4月1日現在)の一人暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、住宅用火災警報器を1世帯に1個無料で設置します(事前申込制、4月22日迄まで)。
※3月31日までに設置済みの世帯および2世帯住宅は対象外です。
☎ 高年齢介護課 (☎235・4950)。

福祉タクシー券を 交付します

市では、4月1日(金)から平成23年度分の福祉タクシー券(一枚500円、1カ月5枚単位で年度分申請月以降分)を交付します。
なお、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は申請できませんのでご注意ください。
※平成23年度から、1カ月当たりの交付枚数が7枚から5枚へ変更となりました。

▽対象 在宅で、①身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・視覚の障がい程度が1・2級または上肢・内部の障がい程度が1級の方
②療育手帳のA1・A2を所持または児童相談所・更生相談所でIQ35以下と判定された方
③精神障害者保健福祉手帳の1・2級を所持している方
④特定疾患治療研究事業実施要綱による対象疾患を患い、特定疾患医療証・特定疾患登録者証をお持ちの方。

▽申請に必要な物 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定疾患医療証または特定疾患登録者証・印鑑(障がい者本人のもの)・平成22年度福祉タクシー券の余り(交付を受けた方)。

☎ 障がい福祉課 (☎235・4813)。

はり・灸・マッサージ・指圧施術費助成券交付

市では、高齢化に伴う心身機能の低下と疾病を防止し、健康維持を図るため、高齢者の方や寝たきりなどの方を介護している方に、はり・灸・マッサージ・指圧の施術費助成券を交付します。

▽対象 市内在住72歳以上の方(平成24年3月31日までに72歳になる方を含む)
▽助成額・枚数 助成券1枚につき2000円・6枚
▽交付方法 対象者には、4月中旬に交付日時・場所(表1参照)などをがきで通知。本人または家族が、届いたはがき(必要事項を記入)と印鑑を持参し、申請。※指定日以外の申請は、高年齢介護課窓口で受け付けます。▽その他 助成券を使用できるのは、本人に限ります。

▽介護者の助成券
▽対象 4月1日現在、介護保険の要介護度が4または5の方を在宅で介護している市民(主たる介護者1人)
▽助成額・枚数 助成券1枚につき2000円・6枚
▽交付方法 被介護者に4月下旬ごろ通知。介護者が、届いた通知と印鑑、介護保険証を持参し、同課窓口で申請。▽その他 助成券を使用できるのは、被介護者1人につき主たる介護者1人で、助成券に記載されている方に限ります。

※被介護者が3カ月以上、老人ホームなどに入所している場合や、長期入院している場合には交付されません。また、介護者が72歳以上の場合は、介護者用ではなく、高齢者用のみの交付となります。

☎ 高年齢介護課 (☎235・4950)。

【表1】高齢者の助成券 申請書受付日時・場所

日	曜日	場所	時間
4月11日	月	海老名市役所(附属棟C会議室)	13時30分~15時30分
4月12日	火	国分寺台文化センター	10時~12時
4月13日	水	門沢橋コミセン	
4月14日	木	国分コミセン	
4月15日	金	下今泉コミセン	
4月16日	土	柏ヶ谷コミセン	
4月16日	土	市役所1階高年齢介護課窓口	
4月18日	月	本郷コミセン	
4月19日	火	大谷コミセン	
4月20日	水	高齢者生きがい会館	
4月21日	木	社家コミセン	
4月22日	金	河原口自治会館	
4月23日	土	上今泉コミセン	
4月23日	土	市役所1階高年齢介護課窓口	

※申請書受理後、その場で助成券を交付します。

中小企業信用保証料 補助制度のお知らせ

市では、市内の中小企業者の経営の安定や振興を図るため、信用保証料補助制度を設けています。

▽対象 市内で商工業を営む中小企業者で、市中小企業事業資金を利用した方、または県中小企業制度融資の経営安定資金(売上減少等)を利用した方。

▽補助額 神奈川県信用保証協会に払い込んだ保証料の全額(限度額15万円)。
※市中小企業事業資金融資制度および利子補給金は表2表3のとおり。
☎ 商工課 (☎235・4843)。

【表2】海老名市中小企業事業資金融資制度

資金名称	利用資格	種類	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	
中小企業事業資金	中小企業支援金	市内で1年以上の営業実績を有する中小企業者(※1)で、市税に滞納がないこと。	運転・設備	3,000万円以内	1.1%	84月以内
		小口資金(※2)	1,000万円以内	1.1%	60月以内	
	景気対策特別資金	市内で1年以上の営業実績を有し市税に滞納がない中小企業者(※1)で、かつ中小企業信用保険法第2条第4項に定める特定中小企業者で、市長の認定を受けたもの。	運転・設備	3,000万円以内	1.1%	84月以内(据置期間6カ月以内)
		小口資金(※2)	1,000万円以内	1.1%	60月以内(据置期間6カ月以内)	
創業等資金	市内で営業実績1年未満の中小企業者、または市内での創業予定者(1カ月以内に事業を開始または2カ月以内に新たに会社を設立し事業を開始する)で具体的な計画を有する者。	運転・設備	1,000万円以内	1.4%	60月以内	

※1 中小企業者とは、資本金または出資金の額が3億円(小売業またはサービス業にあっては5千万円、卸売業にあっては1億円)以下の法人、または常時使用する従業員の数が300人(小売業にあっては50人、サービス業または卸売業にあっては100人)以下の法人もしくは個人をいいます。

※2 小口資金利用対象者は、従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者です。

【表3】利子補給金交付対象融資

融資区分	補給先	利子補給率	利子補給限度額	利子補給対象期間	利子補給対象借入金の範囲
海老名市中小企業事業資金	取扱金融機関	取扱金融機関との契約利率と中小企業者等の実負担利率との差し引き利率		融資した中小企業者等の返済開始から完了までの期間	
神奈川県経営安定融資の一部	中小企業者等	金融機関に支払った約定利子の50%以内とする。ただし、利子補給額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。	なし	約定利子を含め取扱金融機関に支払った月を含め24月以内	100万円以上3,000万円以下
マル経融資(※1)	中小企業者等	金融機関に支払った約定利子の50%以内とする。ただし、利子補給額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。	なし	約定利子を含め取扱金融機関に支払った月を含め24月以内	1,000万円以下

※1 商工会議所で経営指導を受けた中小企業者等に、無担保・無保証人で日本政策金融公庫が行う融資制度